

南九州市立小学校のあり方に関する基本方針
～小学校の適正規模・適正配置について～

令和元年 9 月

南九州市教育委員会

目 次

【はじめに】	1
I 小学校の現状と今後の推移	2
1. 児童数の推移と将来推計, 学校規模の現状	
2. 校舎等施設の状況	
II 適正規模・適正配置を考えるための基準	4
1. 望ましい学校規模	
2. 適正な通学距離・時間・区域	
III 適正規模・適正配置に近づけるための方策	5
IV 適正規模・適正配置に向けての基本的配慮事項等	7
1. 児童に対する配慮	
2. 通学に対する配慮	
3. 保護者・地域住民に対する配慮	
4. 防災体制に対する配慮	
V 再編しない学校への支援	7

[付属資料]

付属資料1：参考法令

付属資料2：南九州市内小学校位置図

【はじめに】

全国的な少子高齢化の進行，核家族化など教育を取り巻く社会環境は大きく変化しており，これからの社会を担う人材を育成する学校教育の果たす役割は，ますます大きくなっています。

このような社会状況の中，全国と同様に南九州市でも小学校を取り巻く状況に大きな変化が見られ，児童数の減少・学級数の減少が続いており，市内の小学校の小規模化が進んできています。

南九州市の児童数については，昭和45年以降の市内の児童数を見るとピーク時の6,711人（昭和45年）から現在（令和元年）の1,573人と約4分の1に減少しております。

当面は1学年複数学級が維持できる小学校がある一方，小規模化が進行し，複式学級になった小学校もあり，教育環境の観点から課題が生じてきています。

今後も児童数の減少傾向が続くことが予想されることから，教育委員会は，長期的な視点に立ち，小学校の将来を展望した小学校のあり方について，幅広い見地から検討するため「南九州市立小学校将来のあり方検討委員会」を設置し，適正配置に関する基本的な考え方及び適正配置に向けた具体的方策について諮問しました。

諮問を受けた同検討委員会は，諮問の内容に沿って望ましい学校規模や学校と地域のつながりなど多様な視点から検討を続け，平成31年1月，教育委員会に対し答申しました。

教育委員会では，この答申を受け，この度，望ましい学校規模を検討する上で発生する課題を解決するための基本的な考え方を整理し，取組み等を示した「南九州市立小学校のあり方に関する基本方針」を策定しました。

教育委員会は，この基本方針に基づいて，より良い教育環境を整備し，充実した学校教育の実現に取り組んでまいります。

I 小学校の現状と今後の推移

1. 児童数の推移と将来推計，学校規模の現状

○ 児童数の推移と将来推計

(単位:人)

区分	平成20年度 (実績) A	増減 (B-A)	令和元年度 (現状) B	増減 (C-B)	令和7年度 (推計) C
穎娃地域	705	△ 174	531	△ 102	429
知覧地域	663	△ 196	467	△ 5	462
川辺地域	760	△ 185	575	△ 18	557
合計	2,128	△ 555	1,573	△ 125	1,448

※平成20年度・令和元年度については、実績 令和7年度は、独自推計より

令和元年5月1日現在の児童数は、1,573人です。

南九州市となった翌年度(平成20年度)の2,128人から555人減少しています。

また、将来推計では、令和7年度に1,448人となり、令和元年度からの7年間で125人減少する見込みです。

○ 学校規模の現状

※学校規模別学校数等は令和元年5月1日現在

区分	小規模校			標準規模
	過小規模校			
学級数(国が示す基準)	1~3学級	4~5学級	6~11学級	12~18学級
学校数	7校	2校	9校	1校
1校の児童数	9~23人	51~59人	56~236人	417人
1学年の児童数	1~8人	5~16人	6~55人	58~86人
学校名(児童数)	松原小(9人)	九玉小(51人)	穎娃小(110人)	川辺小(417人)
	松ヶ浦小(19人)	高田小(59人)	宮脇小(112人)	
	浮辺小(18人)		別府小(112人)	
	中福良小(23人)		青戸小(81人)	
	手蓑小(11人)		粟ヶ窪小(56人)	
	清水小(11人)		知覧小(236人)	
	大丸小(22人)		霜出小(79人)	
			松山小(81人)	
		勝目小(66人)		

令和元年5月1日現在の小学校数は19校です。

19校の内、国が示す標準規模（12～18学級）を満たす小学校は1校だけで、残りの18校は11学級以下の小規模校であり、全体の95%を占めています。

複式学級を有する小学校（5学級以下）は9校で、全体の47%を占めている。また、児童数が最も少ない学校は9人、最も少ない学級は1人です。

2. 校舎等施設の状況

本市の学校施設については、平成以降に建築された学校がある一方、半数以上は、昭和20年代から昭和40年代にかけて建築しています。

そのほとんどが建築後40年以上経過しており、これまで計画的に耐震診断や大規模改修等を実施して来ています。

今後の改修等については、適正規模・適正配置についての検討の状況を見ながら計画的に進めていく必要があります。

○ 校舎等の建築年

建築の年代	穎娃地域	知覧地域	川辺地域
昭和20年代	九玉小学校（S27） ★別府小学校（S29）		
昭和30年代	★穎娃小学校（S35） ★宮脇小学校（S32） 栗ヶ窪小学校（S32） 松原小学校（S33） 青戸小学校（S38）	★霜出小学校（S36） ★松ヶ浦小学校（S39） ★中福良小学校（S39） ★松山小学校（S38）	★川辺小学校（S35）
昭和40年代		★浮辺小学校（S40）	
昭和50年代		手叢小学校（S51）	清水小学校（S52）
昭和60年代			
平成以降		知覧小学校（H1）	高田小学校（H3） 勝目小学校（H6） 大丸小学校（H8）

※ ★印：大規模改修等済み。（平成30年度現在）

※ 各校において（屋内運動場、特別教室棟を除く）鉄筋コンクリート造の一番古い棟で分類

II 適正規模・適正配置を考えるための基準

適正規模・適正配置を考えるための基準については、南九州市の小学校の現状と将来的な児童数の推移及び地域の様々な事情を総合的に考慮する必要があるため、一律の基準ではなく、標準的で望ましいものとします。また、教育環境の観点から本市における小学校の適正規模・適正配置は、規模だけでなく配置や施設についても考慮し取り組むこととします。

なお、この基本方針の学校規模は、児童の状況により変動する特別支援学級を含まず通常の学級のみとします。

1. 望ましい学校規模

1学年の学級数については、少なくとも複式学級が解消できる学級数とし、1学級あたりの児童数も児童同士が切磋琢磨し、多様な教育活動が展開できること等を考慮し、本市における望ましい学級数、1学級あたりの児童数は以下のとおりとします。

○ 学級数

1 学年 1～3 学級

○ 1学級あたりの児童数

1～2年生 18～20人程度（36人以上であれば、1学年2学級可能）

3～6年生 21～25人程度（41人以上であれば、1学年2学級可能）

2. 適正な通学距離・時間・区域

児童数の減少により小学校の小規模化が進んできており、今後の適正配置を検討した際に通学距離は延び、通学時間も長くなるため、適正な通学距離・時間については、答申と同様に以下のとおりとします。区域についても児童への影響等を考慮し、以下のとおりとします。

○ 徒歩通学基準

距離については、おおむね4km以内

時間については、おおむね1時間以内

○ 徒歩通学基準を超えた場合

安全確保の面からスクールバス等の適正な利用を行う。

○ 通学区域

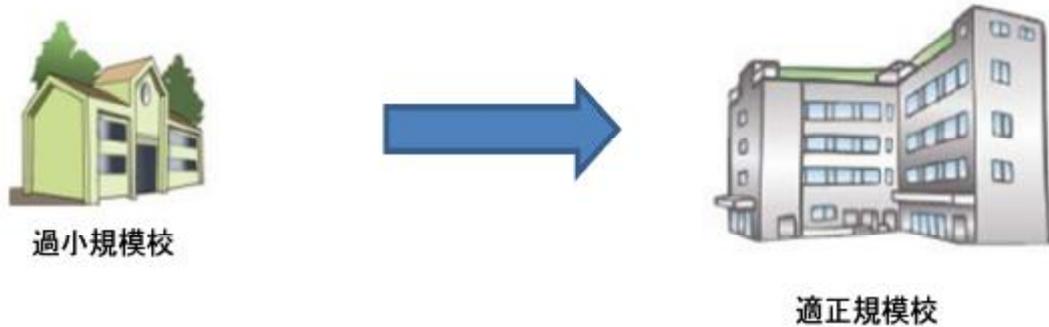
地域のきずなや児童への影響（※）を考慮した場合、旧町域を原則超えないこととします。

※ 中学校区が異なる場合、中学校入学時に小学校時の友達が少なくなることから不安をおぼえる場合がある。

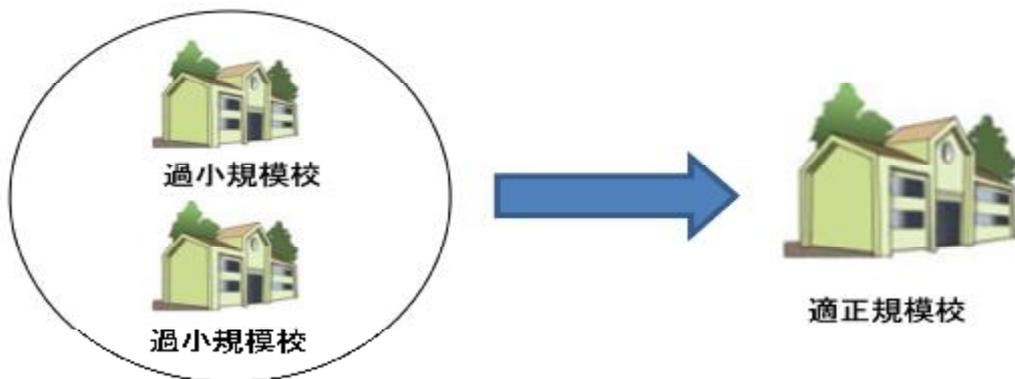
Ⅲ 適正規模・適正配置に近づけるための方策

適正規模・適正配置に近づけるための方策について、例えば次のようなパターンが考えられます。ただし、これに縛られるものではありません。

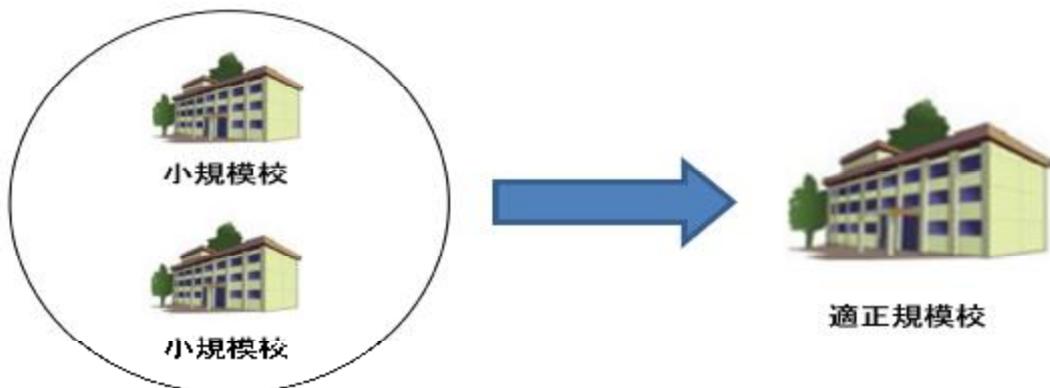
パターン① 過小規模校を本市で考える適正規模校へ再編するパターン



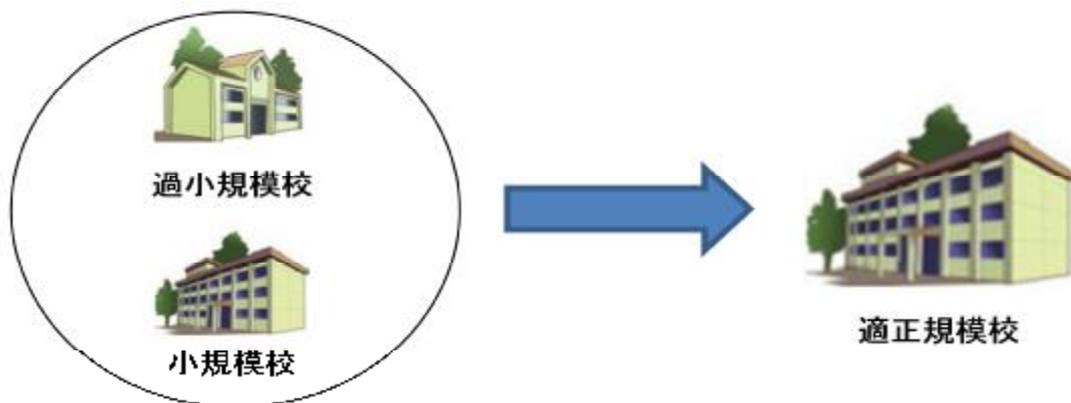
パターン② 複数の過小規模校を再編して、本市で考える適正規模校になるパターン



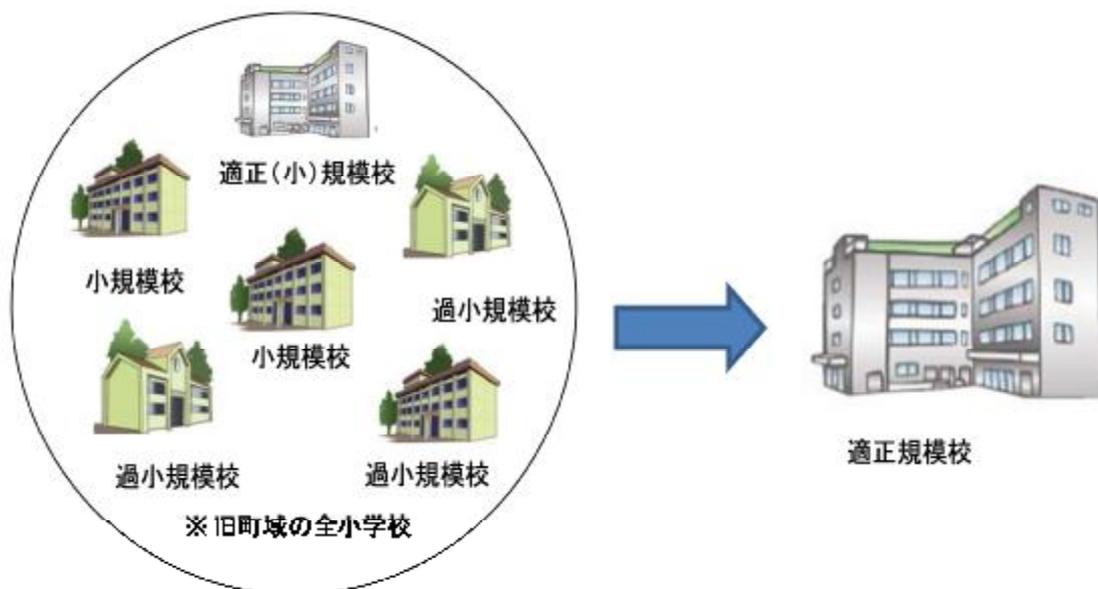
パターン③ 複数の小規模校を再編して、本市で考える適正規模校になるパターン



パターン④ 複数の過小規模校と小規模校を再編して、本市で考える適正規模校になるパターン



パターン⑤ 旧町域の全学校を再編し、1つの適正規模校になるパターン



IV 適正規模・適正配置に向けての基本的配慮事項等

1. 児童に対する配慮

学校を再編する場合、児童に精神的な不安や動揺を生じさせないように配慮していく必要があります。新しい学校での生活に適應できるようにするために、再編前において、学校行事の事前交流の実施や学校間での事前協議、児童の心のケアなど新たな学校生活に戸惑うことがないように、きめ細かな指導が行き届くよう配慮します。

2. 通学に対する配慮

通学状況を十分踏まえ、歩道設置や危険箇所の確認とその対策など通学路変更に伴う安全対策に十分な配慮を行います。また、地理的条件等により、通学路の安全性が確保できないなどの諸事情がある場合は、必要に応じてスクールバス等を導入し、児童の安全性を確保します。

3. 保護者・地域住民に対する配慮

学校の教育効果が最大限に発揮されるためには、関係者の連携・協力が欠かせないことから、保護者や住民に対して、学校及び地域を取り巻く教育環境などについて丁寧かつ具体的な説明を行い、保護者・地域住民の理解と協力を得られるよう努めていきます。

なお、地域が総意に基づき学校再編を検討する場合にあっては、教育委員会も積極的に支援を行っていきます。

4. 防災体制に対する配慮

学校の再編により、通学区域がこれまで以上に広がった児童の避難等の防災体制は、各学校の実情を踏まえた機能化を図るなど、安全面に支障をきたすことがないように努めていきます。

V 再編しない学校への支援

教育環境上の課題を軽減するためには、近隣の学校等との合同授業や合同の行事を実施し、多様な体験や児童同士で切磋琢磨する機会を増やすなど、過小規模校、小規模校のデメリットの緩和策を積極的に検討・実施していくこととします。

参考法令

◎ 学校規模に関する考え方について

○ 学校教育法施行規則

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。
ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする

一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつては、おおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校と統合する
場合においては、同号中「18学級」とあるのは「24学級」とする。

3 略

○ 昭和59年文部省助成課の資料「これからの学校施設づくり」

学校規模	過小規模	小規模	適正規模		大規模	過大規模
				学校統廃合の場合の許容範囲		
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

◎ 学級編成について

○ 小学校設置基準（平成十四年三月二十九日 文部科学省令第十四号）

（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令の特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編成）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編成するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編成することができる。

※ 1学級当たりの児童数

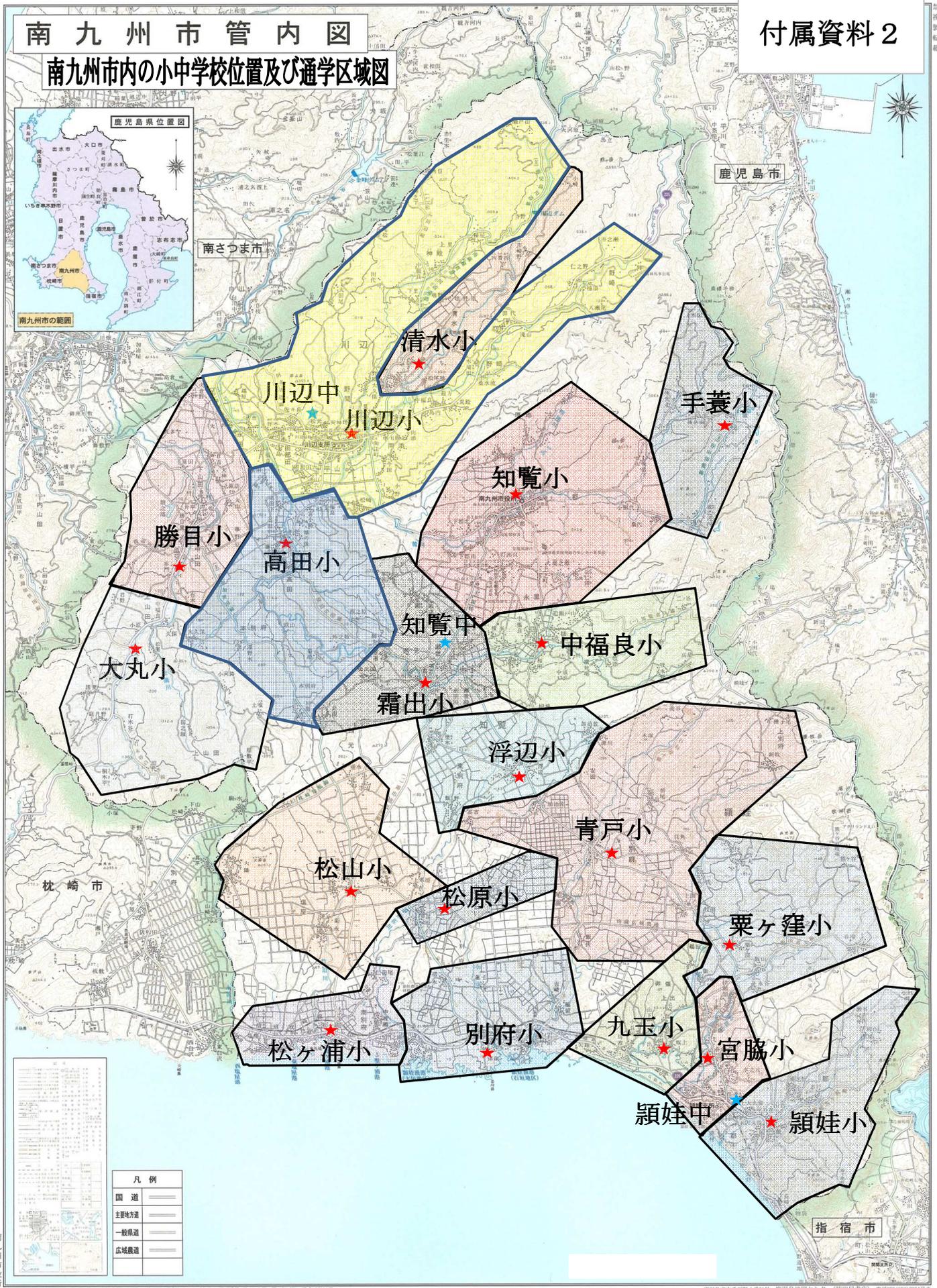
学級編成基準（国）	1学級の児童数
単式学級 （同学年の児童で編成する学級）	40人以下
1年生の場合	35人以下
複式学級 （二の学年の児童で編成する学級）	（二の学年の計） 16人以下
1年生を含む場合	8人以下
学校教育法81条に規定する特別支援学級	8人以下

学級編成基準（県）	1学級の児童数
単式学級 （同学年の児童で編成する学級）	第1学年35人 他の学年は40人 ただし、第1学年と第2学年は学年児童数が36人以上の場合、30人とする
複式学級（二の学年の児童で編成する学級） 引き続く学年で編成する場合 （1年生を含む場合）	16人 （8人）
2，3年または4，5年で編成する場合	9人
引き続かない学年で編成する場合 （1年生を含む場合）	2学年とも8人以下（※1） （2学年とも4人以下）
学校教育法81条に規定する特別支援学級	8人以下

※1 2学年とも8人以下とは、例えば2年7人、4年8人というように両方の学年とも8人以下である場合に限り1学級の編成となります。例えば、2年4人、4年9人あるいは2年10人4年3人というようにどちらか片方の学年が9人以上の場合は、合わせて16人以下の児童数でも2学級の編成となります。

南九州市管内図

南九州市内の小中学校位置及び通学区域図



凡例

国道	——
主要地方道	——
一般県道	——
広域農道	——

南九州市役所

この地図は、国土利用計画の承認を得て、国院発行の1:50,000の地形図を複製したものである。(承認番号 平 19 九 規 第 171 号) 平成19年11月

※ 通学区域は、南九州市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則より(令和元年度現在)